

たばこ税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(輸出免税)

第七条 法第十四条第一項に規定する製造たばこ製造者は、当該製造たばこにつき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該製造たばこが輸出のため外国航路若しくは外国航空路に就航する船舶若しくは航空機に積み込まれたことを当該輸出港の所在地を所轄する税関長が証明した書類、当該事実を当該輸出の許可をした税関長が証明した書類、当該事実を当該製造たばこが外国に陸揚げされたことを証明した書類又はこれらに代わるべき書類で財務省令で定めるものに基づいて、次に掲げる事項を帳簿に記載する方法

- イ ホ 省 略
- 二 省 略

2 省 略

3 第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含むものとする。

(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付)

第八条 省 略

2 省 略

3 法第十五条第二項に規定する政令で定める書類は、前条第一項第一号に規定する書類（同条第三項の規定によりこれらの書類を含むものとされる電磁的記録を除く。）に基づいて同号イからホまでに掲げる事項を記載した書類及び当該製造たばこの輸入について関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する税関長の許可を受けたことを証する書類とする。

4・5 省 略

6 第一項から第三項までの規定は、法第十五条第三項の規定により同条第

(輸出免税)

第七条 同上

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該製造たばこが輸出のため外国航路若しくは外国航空路に就航する船舶若しくは航空機に積み込まれたことを当該輸出港の所在地を所轄する税関長が証明した書類、当該事実を当該輸出の許可をした税関長が証明した書類、当該事実を当該製造たばこが外国に陸揚げされたことを証明した書類又はこれらに代わるべき書類で財務省令で定めるもの（次条第三項において「輸出証明書」という。）に基づいて、次に掲げる事項を帳簿に記載する方法

- イ ホ 同 上
- 二 同 上

2 同 上

(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付)

第八条 同 上

2 同 上

3 法第十五条第二項に規定する政令で定める書類は、輸出証明書に基づいて前条第一号イからホまでに掲げる事項を記載した書類及び当該製造たばこの輸入について関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する税関長の許可を受けたことを証する書類とする。

4・5 同 上

6 第一項から第三項までの規定は、法第十五条第三項の規定により同条第

一項及び第二項の規定が準用される場合における当該廃棄に係る還付について準用する。この場合において、第一項中「当該輸出した」とあるのは「当該廃棄した」と、第二項第四号及び第五号中「輸出」とあるのは「廃棄」と、第三項中「前条第一項第一号に規定する書類（同条第三項の規定によりこれらの書類を含むものとされる電磁的記録を除く。）に基づいて同号イからホまでに掲げる事項を記載した書類」とあるのは「当該製造たばこが税関長の承認を受けて廃棄された事実を証する書類」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のたばこ税法施行令（以下「新令」という。）第七条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に製造たばこ（たばこ税法施行令第一条第一項に規定する製造たばこをいう。以下同じ。）の製造者が輸出する目的で製造たばこの製造場から移出する製造たばこに係る新令第七条第一項第一号の規定による帳簿への記載について適用する。

一項及び第二項の規定が準用される場合における当該廃棄に係る還付について準用する。この場合において、第一項中「当該輸出した」とあるのは「当該廃棄した」と、第二項第四号及び第五号中「輸出」とあるのは「廃棄」と、第三項中「輸出証明書に基づいて前条第一号イからホまでに掲げる事項を記載した書類」とあるのは「当該製造たばこが税関長の承認を受けて廃棄された事実を証する書類」と読み替えるものとする。